

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会開催要綱

1. 趣旨

「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」（以下「検討会」という。）は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）に規定する愛玩動物看護師の養成に必要な科目や国家試験等の法施行に必要な事項について検討を行うものとする。

2. 検討事項

検討会における検討内容は、以下のとおりとする。

- (1) 愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能
- (2) 大学及び養成所における必要な科目
- (3) 受験資格の特例
- (4) 国家試験及び予備試験
- (5) その他法の施行に関し必要な事項

3. 構成等

- (1) 検討会は、農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長が招集する。
- (2) 検討会の構成員は、「2. 検討事項」に関連する有識者等で構成する。
- (3) 検討会に座長を置く。座長は構成員の互選によって選任する。
- (4) 座長は検討会の議事運営に当たる。
- (5) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。
- (6) 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。
- (7) 検討会は、必要に応じてワーキングチームを置くことができる。
- (8) ワーキングチームの構成及び運営等に関し必要な事項は座長が定める。

4. 公開等

- (1) 検討会は原則として公開する。ただし、公開することにより、特定の者に利益又は不利益をもたらす、又は公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、座長の決するところにより、非公開とすることができる。
- (2) 検討会の資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。ただし、会議を非公開とした場合には、資料及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。開示範囲については、事務局が案を作成して、座長の承認を得るものとする。
- (3) ワーキングチームの公開等については、検討会に準ずる。

5. その他

- (1) 検討会の事務局は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び環境省自然環境局総務課動物愛護管理室が行うこととする。
- (2) その他、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会  
委員名簿

委員(五十音順)

氏名	所属	役職
浅野 明子	高木國雄法律事務所	弁護士
近江 俊徳	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科	教授
太田 亟慈	一般社団法人 Team HOPE	代表
加隈 良枝	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科	准教授
川田 睦	公益社団法人 日本動物病院協会	会長
佐伯 潤	一般社団法人 日本小動物獣医師会	副会長
境 政人	公益社団法人 日本獣医師会	副会長 兼専務理事
桜井 富士朗	日本動物看護学会	理事長
下藺 恵子	一般社団法人 全国動物教育協会	会長
東海林 克彦	公益社団法人 日本愛玩動物協会	会長
西村 亮平	国立大学法人 東京大学大学院 農学生命科学研究科	教授
松永 和紀	科学ライター	
水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科	教授
横田 淳子	一般社団法人 日本動物看護職協会	会長

## 愛玩動物の愛護及び適正飼養分野に関する基本的な考え方

- 現行の大学及び専修学校のカリキュラムには、応用動物看護学の分野として、人間動物関係学、動物福祉・倫理、動物行動学、伴侶動物学などが組み込まれており、国家資格カリキュラムにおいてはこれらの分野を「愛護及び適正飼養」分野の中に改めて位置付けることが必要と考える。
- また、愛玩動物の適正飼養に係る社会的ニーズの多様化を踏まえ、災害発生時のペット連れの被災者への対応や動物介在・教育活動、栄養管理やグルーミングをはじめとした日常の管理やしつけ等について、体系化したカリキュラムの策定が重要となる。
- 加えて、動物取扱業者への指導監督や生活環境保全上の支障を防止する為の一般家庭の飼い主への対応等が求められる動物愛護管理行政分野において、指導的立場を有する動物愛護管理担当職員として、今後は公務員愛玩動物看護師の職域の確立及びその拡充が期待される。
- これを踏まえ、動物の取扱いに関する実務的な技術に加え、「愛護及び適正飼養」分野を体系的に理解し、社会に還元できる人材育成のために、動物愛護管理法はもとより自然環境保全分野等を含む多様な知識経験と技術的能力を学ぶことにより、人と動物が共生する社会の実現に寄与する幅広い素養を身につけることが重要である。
- これらにより、これまで動物医療分野が中心であった職域について、他の動物関連産業分野（ペットショップ、動物保険、コンサルタント等）の質の向上が図られる。
- 特に、動物愛護管理法の改正に伴い動物取扱責任者の要件に愛玩動物看護師が位置付けられたことから、従来は行政の指導監督に依拠していた動物取扱業分野で愛玩動物看護師が活躍することにより、事業者の自主的な適正飼養の促進が図られることが期待される。